

文化芸術振興基本法及び文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次方針）
（メディア芸術・映画関連部分抜粋）

1. 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

第2章 基本方針

第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

い。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化

芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

- 2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

2. 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次方針）（平成19年2月閣議決定）

第1 文化芸術の振興の基本的方向

1. 文化芸術の振興の意義
2. 文化芸術の振興に当たっての基本的視点
 - ①文化力の時代を拓く
 - ②文化力で地域から日本を元気にする
 - ③国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える
3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項
 - (1) 重点的に取り組むべき事項
 - ①日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成
 - ②日本文化の発信及び国際文化交流の推進

日本文化の発信及び国際文化交流を進める際には、それらの活動が国のイメージに大きな影響を与え、他方で世界の平和や繁栄にも貢献するという意味で外交的側面も有するという観点や、国内の文化芸術振興という観点に留意しつつ、関係府省等が連携していくことが重要である。

また、日本の伝統文化だけではなく、現代の文化芸術創造活動を積極的に海外に発信し、アジアをはじめとする海外の文化芸術振興に資するよう、国際文化交流の施策を検討していくことが必要である。その際には、アニメ、マンガ、音楽等の「ジャパン・クール」と呼ばれる分野も文化発信の上で重要な役割を担っており、メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点を形成することも検討する必要がある。

- ③文化芸術活動の戦略的支援
- ④地域文化の振興
- ⑤子どもの文化芸術活動の充実
- ⑥文化財の保存及び活用の充実

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

1. 各分野の文化芸術の振興

(2) メディア芸術の振興

近年の情報通信技術等の進展に伴い、メディア芸術は、広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、諸外国から「ジャパン・クール」として注目を集め、我が国への理解や関心を高める媒体ともなっている。

ることを踏まえ、次の施策を講ずる。

- ・ 文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに、メディア芸術分野に関連する大学、美術館等との連携強化を図り、その創造活動を促進する。また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。
- ・ 大学等と連携しながら若手クリエイターに専門的研修や国際共同制作等の機会を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成する。
- ・ 日本映画・映像作品の水準向上を図るため、国際的な評価の高まりや国際共同制作などの進展を踏まえながら、その製作環境の整備、国内外への発信や人材育成に対する支援、東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画・映像作品の収集・保管を推進する。

4. 国際交流等の推進

世界の人々の関心と興味を「魅きつける」多様な文化を積極的かつ効果的に発信するとともに、文化芸術に係る国際的な交流を進め、日本への理解の深化及び文化芸術による国際貢献を推進し、我が国及び世界の文化芸術活動の発展に資するため、次の施策を講ずる。

- ・ アジアをはじめとする海外の文化芸術創造活動に資するよう、我が国のメディア芸術の創造と発信に関する拠点の形成を図るとともに、広く新しい文化芸術の創造を推進する。
- ・ 我が国及び海外の文化人・芸術家等の相互交流・連携や文化交流の拠点である国立の文化芸術機関等による国際的なネットワークの形成を継続して推進する。
- ・ 文化芸術に関する国際的な相互交流を強化するため、文化芸術団体等の国際交流活動を支援するとともに、海外からの参加を得た舞台芸術の交流、作品制作ワークショップ等、多様で国際的な事業の展開を進める。
- ・ 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、優れた日本文学作品の翻訳・普及や、インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。
- ・ 将来の国際交流を担う青少年の国際文化交流等を推進することにより、世界に日本文化を発信することができる人材の育成を図る。
- ・ 文化芸術に係る国際交流の推進に当たっては、関係府省及び国際交流基金及びその他の関係機関等が緊密な連携・協力を努める。

5. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- ・ 文化芸術団体、教育機関などの関係機関が連携し、計画的・系統的な人材育成を促進する。
- ・ 高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため、新進芸術家等の海外留学や新国立劇場における研修事業の充実、各分野の文化芸術団体等が行う研修への支援を図るとともに、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実などを図る。

- ・ 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者，文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者，舞台技術者，技能者，学芸員など，幅広い人材の養成及び確保，資質向上のための研修を充実させ，文化芸術活動を担う人材の育成を図る。
- ・ 大学等や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。

1 1. その他の基盤の整備等

(1) 情報通信技術の活用の推進

情報通信技術の活用は，文化芸術の創造活動のみならず，その成果の普及や享受を通じて，人と人との結び付きを強め，協働・共生社会の実現に資するなど，多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであることから，次の施策を講ずる。

- ・ 我が国の多様な文化芸術，映画・映像，文化財等の情報について，デジタル技術，インターネット，CD-ROM等を活用して，ネットワーク化するなど，保存，展示，国内外への公開等を推進する。その際，学校教育における活用の促進の観点から，子どもたちが理解しやすいものとするにも留意する。
- ・ メディア芸術祭等において，科学技術の活用等を通じた文化芸術の振興に関する取組を推進する。
- ・ 文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

(4) 関係機関等の連携等

関係機関等の連携を通じ，文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため，次の施策を講ずる。

- ・ 施策の実施に際しては，関係府省間の連携・協力を一層推進するとともに，国，地方公共団体，企業，芸術家等，文化芸術団体，NPO，NGO，文化ボランティア，文化施設，社会教育施設，教育研究機関，報道機関などの間の連携を強化する。
- ・ 文化芸術と教育，福祉，医療その他の分野の連携により，地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し，参加し，創造することができるよう，芸術家等及び文化芸術団体と，学校，文化施設，社会教育施設，福祉施設，医療機関等との間の協力の促進に努める。